

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	実績判定期間	平成26年4月1日 ～平成31年3月31日
-----	---------------------------	--------	--------------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること	チェック欄
	✓

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	自	平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
至	平成27年3月31日	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日		平成 年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

- 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
		人	人	人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数} \quad \boxed{A} \text{ 人} \times 12}{\text{実績判定期間の月数} \quad \boxed{B} \text{ 月}} = \boxed{} \text{ 人} \geq 100 \text{ 人}$$

↑
小数点以下は切り捨てます。

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		✓
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
		実績判定期間
すべての事業活動に係る金額等	①	(指標) 1,654,589,963 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	2,670,367 円
イ	③	0 円
ロ	④	2,670,367 円
ハ	⑤	0 円
ニ	⑥	0 円
合 計	⑦	2,670,367 円 ⇨②へ
基準となる割合 (②÷①)	③	0.16%

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	2014年4月1日～ 2015年3月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
㉒	2015年4月1日～ 2016年3月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
㉓	2016年4月1日～ 2017年3月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
㉔	2017年4月1日～ 2018年3月31日	8人	0人	0%	2人	25%
㉕	2018年4月1日～ 2019年3月31日	9人	0人	0%	2人	22.2%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		9人	0人	0%	2人	22.2%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		7人	7人	7人	8人	9人	人	9人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	2人	2人	2人	2人	人	2人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	職	
深町 正信		理事		○							2005年3月7日就任 2014年5月31日退任
小林 毅		理事		○							2005年3月7日就任 2014年5月31日退任
高田 和彦		理事		○	○	○	○	○			2013年10月11日就任 2018年6月16日退任
福嶋 美佐子		理事		○	○	○	○	○		○	2013年10月11日就任
原島 博		理事		○	○	○	○	○		○	2005年3月7日就任
伊藤 悟		理事		○	○	○	○	○			2012年6月1日就任 2018年6月16日退任
小澤 淳一		理事		○	○	○	○	○		○	2012年6月1日就任
鷺見 八重子		理事					○	○		○	2018年2月9日就任
奥澤 行雄		監事		○	○	○	○	○			2005年3月7日就任 2018年6月16日退任
脇屋 元		監事		○	○	○	○	○		○	2013年10月11日就任
長山 信夫		理事						○		○	2018年6月17日就任
高橋 潤		理事						○		○	2018年6月17日就任
岡田 昭人		理事						○		○	2018年6月17日就任
向山 功		監事						○		○	2018年6月17日就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
振替伝票	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	10年
寄附金入金伝票	データベース管理ソフト(アクセス)使用 ルーズリーフ	毎日	10年
小口現金出納伝票	エクセル使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
固定資産台帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	1年ごと	10年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
補助元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
賃金台帳	給与ソフト(弥生給与)使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	7年
Trialbalance (ネパール事務所試算表)	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	1,654,589,963 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	1,654,589,963 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。
 ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	1,701,450,741 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	1,642,636,044 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	96.54%

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」「ハ及びニ」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン		
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>			
1 役員に対する報酬又は給与の支給			
氏名	職名	支給期間等	支給金額
		2014年4月1日～5月31日	542,874円
			円
			円
			円
			円
2 役員 ^(注2) の親族等である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
(注2)「役員 ^(注2) の親族等」とは、役員 ^(注2) の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。			
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集計期間	2014年4月1日～2019年11月8日		
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額		
35人	390,163,802円		

(注意事項)

- 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (初葉)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
(1) 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け (金銭の貸付けを含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
別紙1				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2014年12月22日	3,612,600円	西アフリカエボラ出血熱への緊急支援
		2015年11月25日	1,234,100円	シリア難民の子どもと家族への緊急支援
		2016年3月31日	1,131,900円	シリア難民の子どもと家族への緊急支援
			円	
			円	
			円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

別紙1 (役務の提供)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		情報システム関連業務支援 (2014年度)	平成26年4月1日～平成27年3月31日	2,106,000円	請求書に基づく
		VPN設定作業及び保守・運用支援 (2014年度)	平成26年1月1日～平成26年5月31日	765,890円	請求書に基づく
		情報システム関連業務支援 (2015年度)	平成27年4月1日～平成28年3月31日	2,106,000円	請求書に基づく
		VPN設定作業及び保守・運用支援 (2015年度)	平成27年11月1日～平成28年3月31日	307,800円	請求書に基づく
		情報システム関連業務支援 (2016年度)	平成28年4月1日～平成29年3月31日	1,455,468円	請求書に基づく
		VPN設定作業及び保守・運用支援 (2016年度)	平成28年4月1日～平成29年3月31日	1,036,800円	請求書に基づく
		FileMaker14バージョンアップ設定費・作業費	平成28年6月1日～平成28年8月19日	540,000円	請求書に基づく
		VPN設定作業及び保守・運用支援 (2017年度)	平成29年4月1日～平成30年3月31日	1,123,200円	請求書に基づく
		VPN設定作業及び保守・運用支援 (2018年度)	平成30年4月1日～平成30年12月31日	959,904円	請求書に基づく
		フィリピンIMOS・デジタル版への一元化対応業務	平成30年8月1日～平成30年12月28日	918,000円	請求書に基づく
		FileMakerライセンスメンテナンス更新料 (2014年度)	平成26年4月1日～平成27年3月31日	537,382円	請求書に基づく
		FileMakerライセンスメンテナンス更新料 (2015年度)	平成27年4月1日～平成28年3月32日	202,932円	請求書に基づく
		FileMakerライセンスメンテナンス更新料 (2016年度)	平成28年4月1日～平成29年3月33日	189,648円	請求書に基づく
		FileMakerライセンスメンテナンス更新料 (2017年度)	平成29年4月1日～平成30年3月34日	182,304円	請求書に基づく
		障害調査・システム改修費	平成29年7月1日～平成30年5月31日	309,825円	請求書に基づく
		システム改修費	平成31年7月12日～平成31年10月15日	270,000円	請求書に基づく
		研修会参加費支払い	平成26年10月31日	10,000円	先方の基準による。
		研修会参加費支払い	平成26年10月31日	1,000円	先方の基準による。
		研修会参加費支払い	平成27年10月31日	10,000円	先方の基準による。
		研修会参加費支払い	平成29年3月31日	2,000円	先方の基準による。
		広告掲載料支払い	平成28年5月31日	25,000円	請求書に基づく。
		海外旅行保険料支払い	平成29年9月29日～令和1年8月30日	477,630円	計40回。
		クレジットカード決済サービス利用料支払い	平成26年5月26日～平成31年3月26日	2,454,644円	請求書に基づく。
		Web広告掲載料支払い	平成27年2月27日～令和1年7月21日	15,393,995円	請求書に基づく。
		広告掲載料支払い	平成26年12月26日	216,000円	請求書に基づく。
		広告掲載料支払い	平成27年3月27日	108,000円	請求書に基づく。
		支援者サービス業務委託料 (フィールドツアーのアテンダ、支援者サービスのガイドライン、マニュアルの作成等)	平成30年5月1日～平成30年10月15日	1,375,000円	契約書に基づく。月額250,000円
		翻訳校正料支払い	平成26年6月30日	38,000円	合意に基づく。

別紙1 (役務の提供)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		原稿執筆料支払い	平成28年6月30日	25,000円	契約書に基づく。
		原稿執筆料支払い	平成28年7月29日	27,000円	契約書に基づく。
		原稿執筆料支払い	平成28年9月30日	25,000円	契約書に基づく。
		原稿執筆料支払い	平成29年2月24日	25,000円	契約書に基づく。
		会計監査料支払い	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	1,890,000円	契約書に基づく。
		会計監査料支払い	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	1,944,000円	契約書に基づく。
		会計監査料支払い	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	1,944,000円	契約書に基づく。
		会計監査料支払い	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	1,944,000円	契約書に基づく。
		会計監査料支払い	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	1,944,000円	契約書に基づく。
		会議室利用料支払い	平成26年4月17日	1,000円	合意に基づく。
		会議室利用料支払い	平成26年9月19日	10,000円	合意に基づく。
		会議室利用料支払い	平成26年11月28日	3,000円	合意に基づく。
		講演謝礼受取り	平成31年3月7日	3,000円	先方の基準による。
		植木剪定作業料支払い	平成26年7月18日～ 令和1年6月21日	265,600円	請求書に基づく。
		弁護士顧問料支払い	平成26年4月1日～ 令和1年11月8日	2,171,400円	契約書に基づく。 月額32,400円、 令和1年10月より月額33,000円
		講演謝礼受取り	平成31年4月30日	34,000円	先方の基準による。
		講演謝礼受取り	平成31年4月30日	5,000円	先方の基準による。
		講演謝礼受取り	令和1年5月14日	15,000円	先方の基準による。
		講演謝礼受取り	令和1年5月28日	3,000円	先方の基準による。
		講演謝礼受取り	令和1年5月31日	20,000円	先方の基準による。
		講演謝礼受取り	令和1年5月31日	30,000円	先方の基準による。
		講演謝礼受取り	令和1年5月31日	60,000円	先方の基準による。
		講演謝礼受取り	令和1年6月18日	30,000円	先方の基準による。
		講演謝礼受取り	令和1年7月31日	10,000円	先方の基準による。
		講演謝礼受取り	令和1年7月31日	6,000円	先方の基準による。
		会議室利用料支払い	令和1年6月30日	6,000円	当団体の規定に基づく。
		会議室利用料支払い	令和1年9月30日	5,000円	当団体の規定に基づく。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	統括福祉法チャイルド・ファンド・ジャパン
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	--	---

添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要
------	--

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名		特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン				
事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
子どもを中心にした地域開発支援事業	スポンサーシップ・プログラム 主に子どもの教育、子どもの保護に関する支援活動を行う。	通年	フィリピン国 11 地域	5人	対象地域の貧困世帯の子どもたちとその地域 3,700人	140,300 千円/年
			ネパール国シンドウパルチヨーク郡	5人	対象地域の貧困世帯の子どもたちとその地域 568人	35,600 千円/年
			スリランカ国プッタラム県ルサーナ町、ヌワラエリア県	5人	対象地域の貧困世帯の子どもたちとその地域 336人	17,500 千円/年
みんなで守る子どもの権利プロジェクト	主に子どもの権利と保護に関する支援活動を行う。	通年	フィリピン国 11 地域	3人	対象地域の貧困世帯の子ども、学校関係者、行政関係者 3,700人	17,200 千円
子どもを守るコミュニティ形成プロジェクト	主に子どもの教育、子どもの保護に関する支援活動を行う。	通年	ネパール国シンドウパルチヨーク郡	3人	対象地域の貧困世帯の子どもたちとその地域 568人	35,800 千円
外務省プロジェクト(2年次)	学校支援を通して、子どもの教育、子どもの保護に関する活動を行う。	2019年12月～2020年12月	ネパール国シンドウパルチヨーク郡	5人	対象地域の貧困世帯の子どもたち、学校関係者、行政関係者 3,700人	35,500 千円
ネパール学校再建プロジェクト(コリア2019)	学校支援を通して、子どもの教育、子どもの保護に関する活動を行う。	2020年3月～2023年2月	ネパール国シンドウパルチヨーク郡	3人	1ヵ村の1校 4教室、教員室/図書室1室、水とトイレ施設 3,100人	9,800 千円

子どもを中心にした、災害その他の緊急事態に対する救援、復興協力の事業	フィリピン台風 被災家庭への物資支援を中心に行う。現地団体と協力して物資提供、モニタリング等を行う。	台風被害発生時	フィリピン国	2人	台風被害発生時	500千円
この法人の活動に関わる広報、啓発、提言事業	チャイルド・ファンド・アライアンスのアドボカシープロジェクト(政策提言)	通年で随時	日本など	2人	HP年間ページビュー： 約162,000PV 年次報告書発行部数： 5,800部 機関紙発行部数： 6,000部 災害発生時 台風被害発生時	25,500千円/年
	機関紙及び年次報告書を発行、ホームページの内容を更新。また各地で報告会の実施。	通年で随時	法人事務所他	2人		
寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名						
三井住友銀行西荻窪支店 普通預金			特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン			
ゆうちょ銀行 振替口座			特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン			

(注意事項)

- 「寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名」については、口座番号は記入する必要はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月28日

特定非営利活動法人

チャイルド・ファンド・ジャパン

理事長 長山 信夫 殿

代表社員
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の財務諸表等、すなわち、財務諸表（活動計算書、貸借対照表及び財務諸表に対する注記を含む。）及び財産目録（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の活動及び財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2018年5月29日

特定非営利活動法人

チャイルド・ファンド・ジャパン

理事長 高田 和彦 殿

代表社員
業務執行社員

公認会計士

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2017年4月1日から2018年3月31日までの2017年度の財務諸表等、すなわち、財務諸表（活動計算書、貸借対照表及び財務諸表に対する注記を含む。）及び財産目録（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の活動及び財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2017年5月29日

特定非営利活動法人

チャイルド・ファンド・ジャパン

理事長 高田 和彦 殿

代表社員
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2016年4月1日から2017年3月31日までの2016年度の財務諸表等、すなわち、財務諸表（活動計算書、貸借対照表及び財務諸表に対する注記を含む。）及び財産目録（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の活動及び財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2016年5月31日

特定非営利活動法人

チャイルド・ファンド・ジャパン

理事長 高田 和彦 殿

代表社員
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2015年4月1日から2016年3月31日までの2015年度の財務諸表等、すなわち、財務諸表（活動計算書、貸借対照表及び財務諸表に対する注記を含む。）及び財産目録（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の活動及び財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2015年5月25日

特定非営利活動法人

チャイルド・ファンド・ジャパン

理事長 高田 和彦 殿

代表社員
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2014年4月1日から2015年3月31日までの2014年度の財務諸表等、すなわち、財務諸表（活動計算書、貸借対照表及び財務諸表に対する注記を含む。）及び財産目録（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の活動及び財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。